

議会運営委員会理事会記録

平成27年10月16日（金）①

杉並区議会

目 次

決算特別委員会の意見開陳における発言について	3
------------------------------	---

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成27年10月16日(金) 午前10時00分～午前10時20分			
場 所	第1委員会室			
出席理事 (7名)	理事 井口 かづ子	理事 脇坂 たつや	理事 渡辺 富士雄	理事 増田 裕一
	理事 原田 あきら	理事 佐々木 浩	理事 そね 文子	
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長 はなし 俊郎	副議長 横山 えみ		
出席理事者				
事務局職員	事務局長 本橋 正敏	事務局次長 植田 敏郎	議事係長 野澤 雅己	庶務係主査 川原 広
	議事係長 福羅 克巳	議会法務長 杉原 正朗	調査係長 太刀川 修	
	担当書記			

井口理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《決算特別委員会の意見開陳における発言について》

井口理事 本日は、昨日の決算特別委員会の意見開陳における発言について協議をさせていただきたいため、急遽お集まりいただいた。

まずは、増田理事より説明をお願いします。

増田理事 議運の前に貴重なお時間、理事会ということで大変恐縮である。

昨日の決算特別委員会意見開陳の際に、ある委員の意見開陳、そしてまた当会派の委員から、議場で、不規則発言というか、そういったものに対する発言の中で、「ちょっと静かにしてください、云々かんぬん」この「云々かんぬん」の部分は個人情報にかかわることなので、あえてこの場では申し上げないが、そういったような発言があった。

私も昨晚いろいろ考え、個人情報の部分は、どうしても議事録に掲載されるということとは好ましくないと考えたので、いろいろ調べたところ、地方自治法第132条、「議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」と。本来であれば、本会議場ないし委員会は言論の自由が保障された場であるが、本来の議論とは関係のないところでの言論、ましてや登壇者としては発言してはならないという規定があり、そういった趣旨も捉えて、私どもの会派として、会議録から、当会派の議員の私生活に及ぶ「云々かんぬん」という部分を訂正していただくよう要請するものである。

井口理事 ご意見はないか。

原田理事 具体的にここでそうしましょうとなったとして、何かこの理事会に権限などはあるのか。どのような運びになるのか。

議会事務局次長 決算特別委員会の議事録の件なので、権限は決算特別委員会の委員長にある。まず、議運の理事会、議運に諮り、その後委員長にお話をするという動きになる。

原田理事 つまり、ここで決めるのは決定とかではなくて、理事会としての意向という形になるのか。よろしいか。

では、ちょっと増田さんにお伺いしたいのだが、確かに地方自治法132条にこういう定めがあるということなのだが、どうなのか、率直に言って、本来の意見開陳ではない部分での発言であり、やじに対して反応した売り言葉に買い言葉的なやりとりだったなと思っているが、その点についてはどうだったのか。

増田理事 私も逆に事務局のほうにも確認させていただいたのだが、最終的に、極めて微

妙な部分で発言されたご本人の承諾というものを経なければ、自発的な訂正というものはできないということであったので、前回の情報公開推進委員会でのいろいろな議論もあったし、発言をするということは自由が保障されるという極めて重たいものであるもので、こういった形で問題提起をさせていただいた、そういうことである。

原田理事 私たちとしても、あの発言については行き過ぎであるというふうに感じている。ただし、私は議事録というのは重いなと思っていて、そうそう簡単に削除したりしてはならないんじゃないかなど。率直に言って、軽率で他人のプライバシーにかかわる発言だったなと私たちも思っているのだが、売り言葉に買い言葉というような状況になっていて、率直に言って、こういう発言をする議員なんだということも含めて、私は、理事会としては注意ということもあり得るのかなと思う。議事録削除という決定ではなくて、理事会として不適切な発言であるという決定をもって委員長に渡して、委員長と本人で最終的な決定を下すという形でもいいのかなと思うのだが、それについて皆さんどうか。

佐々木理事 そういう意見もあるとは思うが、私としては、今回は衝動的な部分もあったので、不規則発言に不規則発言を重ねたという意味合いもある。しかしながら、当時の現場の様子であれば、きちんとしたマイクを通して、委員長もそれを制止したわけではないので、議事録作成の進行上は、通常発言として載らざるを得ない状況である。

そういう意味で、会社名であったが、個人の勤務先の名前を出すということは、今の原田理事のお話でも、残ってしまうので、そういった個人情報ではできるだけ残さないというのが、むしろ、前の「無礼の言葉」とかこういうものはそういうやり方はあるかもしれないが、やっぱり個人情報であるので、今回は、我々、情報公開推進委員会の中で、これからそういったルールづくりをやろうというふうに決めているが、その途中であるので、ただ今回は地方自治法にも明確に書いてある、こういうところから鑑みても、まず議事録の削除を、我々決定権はないが、委員長と当事者とお話をさせていただいて、当事者がすんなり、わかった、それはそうだねということになればそれは万事。だけれども、そうでない場合は、委員長に対して理事会の意向をきちっと伝えて委員長に判断していただく、こういうのが筋立ての論ではないかなというふうに私は考えている。

原田理事 私たちも、さっき言ったようにプライバシーにかかわる、確かに社名も出ていくということを鑑みれば、削除ということもあり得るのかなという気もするが、この間の経緯を見ていても、あのときについても、正当な意見開陳に対して、当該やじを返されたほうの議員あるいは会派含めて、ちょっとやじをかぶせるような感じでずっと連続したりして、あれはちょっとやじを飛ばしていたほうにも一定の問題があるんじゃないのかなという気はしていた。なので、一方的に売り言葉に買い言葉の、返したほうが言

われるというのはどうなんだろうと思って、その点では私たちは、率直に言って、あの発言については理事会として注意というのが、不適切な発言であるという判断を下すことが適当かなと思ったが、今の佐々木さんの意見もあるので。まあ難しいところである、今渡された議題なので、本当は持ち帰りたいのだが、持ち帰ってもよろしければ持ち帰るが、そういった点では、皆さんのご意見をお聞きして、それで判断をしたいと思う。

脇坂理事 今佐々木理事のいった対応でいいかと思う。

原田理事 つまり削除。

渡辺理事 原田理事の話ももつともなのだが、ただ、基準みたいなものがなかなか決めづらいつらいのもあるし、今回はその瞬間に出た、故意に出たような話でもないもので、そういう形で理事会として一応意見を委員長に伝えるということによろしいかと思う。

そね理事 私も、この場で聞いた話であるので、個人的な見解になるが、やはり実際の社名が入っているということでは、議事録に残すのは適切ではないと思うので、佐々木理事の対応でいいかと思う。

原田理事 皆さんの会派のご意見をお聞きしたので、これについては皆さんの対応に従い、理事会としての、それが適切であるという意向、それに従いたいと思う。

議会事務局次長 もし削除するという方向であれば、そのほかに2点ご検討いただきたい。まずどの部分を削除するか。2点目が、原本、公開の会議録ともに削除するのか、また原本だけは残しておくのかというあたりもご指示をいただきたいと思う。

井口理事 テープはあるんですね。

議会事務局次長 当然音声データはあるし、今の時点では映像もある。

佐々木理事 私の考えは、個人情報の中の社名の部分だけでいいと思う。

それと、原本と公開の関係性というのが、これから情報公開推進委員会でも、その残し方を決めようとしている最中なので、その基準づくりがまだ進んでいないので、現行法で削除する場合どうするかというものに沿ってやろうと思っているが、逆に質問になるが、今まで削除されたものは原本も削除していたのか、それとも原本はそのまま残して公開の部分だけ削除していたのか。新しい基準ができない以上は、今までのやり方を踏襲すべきかなと考えている。

議会事務局次長 最近の例だと、まず本人申し出によって訂正をした場合は、原本は残し、公開の議事録は削除している。明らかに不規則発言であるという議長なり委員長の判断であった場合は、原本、公開の議事録ともに削除している。

井口理事 映像はどうか。

議会事務局次長 映像に関しては、公開の議事録と同じ形での削除になる。

原田理事 恐らくその原本から外したのはつい最近の例だと思うのだが、それまではどうだったのか。今回の直近の例というのはイレギュラーだったとっていて、私たちは不適切であるという判断を下しているのだが、その前まではどうだったのか。原本は多分残していたんじゃないかと思うのだが。

議会事務局次長 四、五年ぐらい前までの記録では、そういう事例はなかったと聞いている。

原田理事 原本残していた。

議会事務局次長 残してないということである。

議事係長 ケース・バイ・ケースであり、消し方もいろいろある。本会議録に残して、それが読めるように上から線を引いたりして消す場合もあるし、この間の場合みたいに、そこを空白で全部削除するというケースもある。両方のケースがあるが、おおむね個人情報の名前みたいなものは原本残してもあれなので、全部空白という形をとっていることが多いと思う。

原田理事 私が今皆さんと並んで削除が適切という判断を下したのは、社名が入っているというところなので、それから考えると、確かに原本からなのかなという気はするのだが、判断として余りに重たいので。これはちょっと今ここでは私は判断つかない。一度持ち帰って、うちの会派で協議をして、それで下したいと思う。

井口理事 時間的にどうなのか、持ち帰りの会派があるが。

佐々木理事 削除することは決まったというか、実際の議事録にどうするかというタイムラグがある。

議会事務局次長 時間的なもので一番心配しているのが、ホームページへのアップが遅れる。既に今の時点できょうじゅうのアップは難しいということで月曜日になるので、それが遅れば遅れるほど、区民への録画速報版の映像のアップが遅れるということを危惧している点である。

佐々木理事 映像は原本に入らないので、もし私どもの意向を酌んで委員長が削除ということになれば、削除した映像を出して、それからテキストベースのものは、議事録をつくるまでにまだ少し時間があるので、公開の議事録については削除していただくが、原本をどうするかということに関しては、公開の議事録ができるまでの間、あるいは筆記起こしの間があるので、その間に結論づけてもいいのかなと思う。今の理事会の決定の中では、理事会が削除を求めたいという決定をして委員長に送るという作業だけにとどめて、原本をどうするかというのは、これからルールづくりを考えなきゃいけないというのがこの期に及んでも出てきたので、これは少しそういう部分を含めて検討させて

いただきたいなというふうに思うが、委員長、いかがか。

原田理事 今の佐々木さんの意見については、もうそれだなと思う。率直に言って、議事録の削除、削除しないを委員長任せにするというのは、私たちとしてはそれはおかしいと思っていて、ただし、現状ではこれは委員長の範囲ですよ。それを理事会で、ではどうこうせいというのが本当にルールとして正しいのかとか、そこら辺もあるので、今の佐々木さんの意見でいいんだと思う。

議会事務局次長 これも理事会、またこの後の議運にもお諮りして、委員長の決定になるが、どこの部分を削除するかというのもご指示をいただきたい部分であり……

井口理事 さっき佐々木理事が社名だけとってなかったか。

議会事務局次長 社名だけ。はい。

増田理事 問題提起をさせていただいた立場からすると、先ほど佐々木理事からご提案をいただいた「云々」という部分のみで結構である。

井口理事 皆さんよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

副議長 今、佐々木理事からもルールづくりの話が出ていたが、せんだっての情報公開推進委員会でも、付言の中で、今議会として検討しておく必要があるというのが入っているので、やはりこのルールづくりは早急にやっていただきたいということを提案させていただく。

井口理事 それでは、原本はどうするか、ここだけ持ち帰るんですよ。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

議会事務局次長 J：COMから撮影の申し出が入っている。本日午後1時からの本会議の様態全体を撮影したいと。傍聴席からの撮影になる。放映については、本日夕方18時40分からの情報番組デイリーニュースにて放映予定ということである。

井口理事 以上で議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前10時20分 閉会)